

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

石川県知事 殿

提出者  
住 所 金沢市彦三町1丁目13番43号  
氏 名 真柄建設株式会社 北陸事業部  
執行役員事業部長 中川 稔

電話番号 076-231-1266

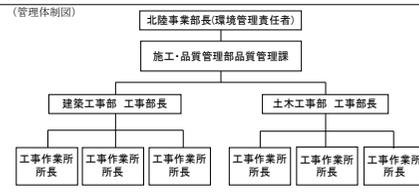
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	真柄建設株式会社 北陸事業部
事業場の所在地	金沢市彦三町1丁目13番43号
計画期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	24,967百万円（令和4年度完成工事高【全社】）
③従業員数	254人（内、北陸事業部76人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事及び建築工事 コンクリートがら→再生処理業者へ委託→再生砕石 木くず→再生処理業者へ委託→チップ材 金属くず→再生処理業者へ委託→スクラップ 紙くず→再生処理業者へ委託→再生紙等 廃石膏ボード→再生処理業者へ委託→石膏ボード</li> <li>・土木工事 コンクリートがら→再生処理業者へ委託→再生砕石 アスコンがら→再生処理業者へ委託→再生骨材・再生アスコン</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(4年度)実績】		①現状				①現状				①現状			
	産業廃棄物の種類	排出量	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿(非飛散性)
	コンクリートがら	4,533.51 t	131.49 t	0 t	52.89 t	118.65 t	0.23 t	39.63 t	0 t	87.5 t	26.4 t	155.04 t	39.05 t	0 t
②計画	【目標】		②計画				②計画				②計画			
	産業廃棄物の種類	排出量	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿(非飛散性)
	コンクリートがら	2,720 t	78 t	1 t	31 t	71 t	1 t	23 t	0 t	52 t	15 t	93 t	23 t	0 t

(これまでに実施した取組)  
 ・プレキャストコンクリート工法の採用により現場打設時のコンクリートくずの発生を抑制した。  
 ・型枠を鋼製及びプラスチック製型枠に移行し木製型枠の使用を抑え木くずの発生を抑制した。  
 ・簡易梱包を促進し梱包材の廃プラスチック、木くずの発生を抑制した。

(今後実施する予定の取組)  
 ・資材発注時に数量の精査を実施し余剰材の発生を抑制する。  
 ・土壌改良の工法・技術の提案により建設汚泥の自ら利用により汚泥の発生を抑制する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事敷地に産廃分別エリアを確保し分別保管・排出を進めている。 ・建物解体時には廃棄物の選入を出来るだけ抑制する解体方法・計画を立案し実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事敷地に余裕の無い工事に関しても分別集積方法(1t土のう袋等)を検討し混合廃棄物の発生抑制を実施する。



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（4年度）実績】			①現状				①現状				①現状			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿（非飛散性）
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。														
②計画	【目標】			②計画				②計画				②計画			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿（非飛散性）
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。														
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（4年度）実績】			①現状				①現状				①現状			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿（非飛散性）
	全処理委託量	4,533.51 t	2202.65 t	131.49 t	0 t	52.89 t	118.65 t	0.23 t	39.63 t	0 t	87.5 t	26.4 t	155.04 t	39.05 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	4,533.51 t	2202.65 t	131.49 t	0 t	52.89 t	118.65 t	0.23 t	39.63 t	0 t	87.5 t	26.4 t	155.04 t	39.05 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託契約時及び定期的に委託処理業者の現地確認を実施し廃棄物が適正に処理されているか確認を実施している。 ・処理業者選定時には、極力リサイクル率の高い業者との委託契約を進めている。														

	【目標】		②計画					②計画							
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設汚泥	石綿（非飛散性）
②計画	全処理委託量	2,720 t	1321 t	78 t	1 t	31 t	71 t	1 t	23 t	0 t	52 t	15 t	93 t	23 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再利用業者への処理委託量	2,720 t	1321 t	78 t	1 t	31 t	71 t	1 t	23 t	0 t	52 t	15 t	93 t	23 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの導入現場を100%にする。 ・建設汚泥の取水方法を向上させ汚泥の最終処分量を低減する。 ・作業所内での分別をさらに推進し、混合廃棄物の排出抑制を行う。 ・優良認定処理業者が発表された時点で優先的に委託契約を結ぶ。 ・不法投棄等を無くすため、委託処理業者の定期的な現地(施設)確認を推進する。														
※事務処理欄															

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。